第六条第一項	、追加事業報酬	、追加事業報酬（額が変動する場合に限る。）	
第六条第二項及び第二十条第一項	追加事業報酬	追加事業報酬（額が変動する場合に限る。）	
第六条第二項	連系設備特別報酬額	連系設備特別報酬額（額が変動する場合に限る。）	
	還元額	還元額（額が増加する場合に限る。）	
	内部留保相当額控除額	内部留保相当額控除額（額が変動する場合に限る。）	
第六条第三項	同じ。）	同じ。）（額が変動する場合に限る。）の変動額	
第六条第四項	連系設備特別報酬対象額	連系設備特別報酬対象額（額が変動する場合に限る。）の変動額	
第六条第五項	定める額	定める額（額が増加する場合に限る。）の増加額	
第七条第一項及び第二十一条第一項	預金利息	預金利息のうち額が変動するもの	
第七条第三項	様式第一第四表及び様式第二第五表	様式第一第四表	
	控除収益総括表及び控除収益明細表	控除収益総括表	
第七条第四項	別表第一第一表により分類し、実績値	実績値	
第八条第一項	期間原価等項目	変分期間原価等項目	
	法人税等並びに電気事業報酬	法人税等並びに電気事業報酬のうち額が変動するもの	
	基礎原価等項目	変分基礎原価等項目	
	購入販売電源項目	変分購入販売電源項目	
第九条第三項、第十条及び第十一条第一項	購入販売送電項目	変分購入販売送電項目	
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	電気事業報酬（環境対策費を除く。）	電気事業報酬（環境対策費を除く。）のうち額が変動するもの	
第十一条第一項第一号	電気事業報酬（環境対策費に限る。）	電気事業報酬（環境対策費に限る。）のうち額が変動するもの	
第十一条第一項第三号	電気事業報酬（環境対策費に限る。）	電気事業報酬（環境対策費に限る。）のうち額が変動するもの	
第十四条第一項	電源開発促進税	電源開発促進税（額が変動する場合に限る。）	
第十五条第一項	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分のうち額が変動するもの	
第十六条第一項	収益を除く。）	収益を除く。）（額が変動する場合に限る。）	
	事業者間精算収益	事業者間精算収益のうち額が変動するもの	
第十七条第一項	振替損失調整額	振替損失調整額（額が変動する場合に限る。）の変動額	
第十八条第一項	一般販売費	一般販売費（額が変動する場合に限る。）	
第十八条第二項の表、第十九条第二項の表、第二十条第三項の表、第二十一条第二項の表及び同条第八項の表、第二十二条第二項の表並びに第二十三条第二項の表	第十三条	法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）第三十一条第一項の規定により料金を設定したもの（同条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十三条	
	接続検討料収益」という。）	接続検討料収益」という。）（額が変動する場合に限る。）	
第十九条第一項	変更賦課金収益」という。）	変更賦課金収益」という。）（額が変動する場合に限る。）	
第二十条第三項の表	第十三条	法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）第三十一条第一項の規定により料金を設定したもの（同条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十三条	
第二十条第二項	第十一条第一項	法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）第三十一条第一項の規定により料金を設定したもの（同条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十一条第一項	